

 \bigcirc

山形県公報

平成25年 1 月25日 (金) 第2413号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

○山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
○生活保護法による指定医療機関の指定(健康福祉企画課)	46
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	司
○救急病院等の告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	司
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止・・・・・・・・・・(置賜総合支庁福祉課)・・・・	47
○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止・・・・・・・・・・・ (同)・・・	司
○指定居宅サービス事業者の指定(庄内総合支庁地域保健福祉課)…	同
○指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・ 同	司
○地域森林計画の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	司
○地域森林計画の変更の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
○農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知(同)…	司
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
○県道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	司
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	司
○公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
○道路の位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	司
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○県営住宅入居者の一般公募・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
〇同 (最上総合支庁建築課)…	
〇同 (置賜総合支庁建築課)…	
〇同 (庄内総合支庁建築課)…	
○監査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	³⁴

山形県告示第60号

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程

山形県児童手当負担金交付規程(昭和50年1月県告示第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第7条」を「附則第2条」に、「児童手当に相当する給付及び法附則第8条の規定による当該給付に準じた給付」を「給付(以下「特例給付」という。)」に、「(法附則第8条第4項」を「及び第2項並びに第3項(法附則第2条第3項」に改め、「及び第2項(法附則第7条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削る。

示

第2条中「第18条第1項及び第2項」を「第18条第1項から第3項まで」に改める。

第4条中「12月末日」を「11月末日」に、「1月10日」を「12月10日」に改める。

別記様式を次のように改める。

					-									
			由言書類	(D) = (A) + (B) + (C)	一一									
)		
	市町村名		月	所要額 (C)	田井)			()			()		
,			2	6 %	\prec	$\overline{}$								_
				児童手当の額の 基礎となる延べ 児童数)	\sim	\cup)		<u></u>)		<u> </u>
				_ (1 1 0	田 世	$\overline{}$								<u> </u>
		各支払期別所要額	10月	所要額 (B)		· ·	<u> </u>)))
		さ払期	1(6 %	\prec	<u> </u>			_					
	金所要額調書	各		児童手当の額の 基礎となる延べ 児童数)	\sim	\cup))))		<u> </u>
	担金				田井	^					_			_
	年度児童手当負担		月	所要額 (A)	 \frac{1}{2}	\smile)))
			9	6 %	\prec	$\overline{}$			_		_			_
				児童手当の額の 基礎となる延べ 児童数		\smile	<u> </u>		<u> </u>	J	\bigcup)		<u> </u>
		<	ZX.	手当月額		15,000円	10,000円	15,000円	11111111	10,000円	15,000円	111111	5,000円	111111111111111111111111111111111111111
中		12	<u><1</u>		cc	歳未満	の歳以上	中学校修了		<u> 111</u>	被用	*=	.tr	⟨□
別記 様式第 1 号							被用者			"	.,,,	-17	特例給付	
別記様式								児童手当					禁	

(記載上の注意) 1 「各支払期別所要額」欄の「児童手当の額の基礎となる延べ児童数」欄には、それぞれ各支払期における見込数(各区分ごとに、手当月額に対応する人数)を記入すること。 2 「各支払期別所要額」欄の「所要額」欄には、それぞれ次の算式により算出した金額を記入すること。この場合において、各区分ごとに1,000円未満の端数が生じたときは、それぞれ端数金額を切り捨てること。 ときは、それぞれ端数金額を切り捨てること。 ときは、それぞれ端数金額を切り捨てること。 (算式) 所要額=手当月額×「児童手当の額の基礎となる延べ児童数」×負担率 (算式) 所要額=手当月額×「児童手当な第3項に規定する施設入所等児童に係る延べ児童数又は所要額を再掲すること。

区分 近畿電子なる (5) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1					年度児童手当負担	3金支払状況調書			中	市町村名	
15,000円 15,		<u></u>	医分	児童手当の額の世曜になる	支出額	過年度支払調整額	過年度分支払取消額	差引負担金基本額	交付申請額	交付決定済額	変更交付申請額
Figure Control Cont			手当月額	の金帳とよの延べ児童数	(A)	(B)	(C)	(D) = (A) + (B) - (C)	(E)=(D)×負担率	(F)	(G) = (E) - (F)
					田 (E	E	田	E	田	E
											
	児童手当	中学校會了									
\dagger{\pi}		區									
40		111	10,000円								
40		被用	15,000円	()	()						
111111		柵	111111111111111111111111111111111111111	()	()						
	特例	給付	5,000円								
		√ □		()	()						

(記載上の注意)

「支出額」欄には、児童手当法第8条第4項ただし書(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定により支払う児童手当の3月中の支払見込額を 含み、支払取消しに係る歳出戻入未済額は含まないこと。

「児童手当の額の基礎となる延べ児童数」欄には、「支出額」欄の額に対応する延べ児童数を記入すること。 S

「過年度分支払取消額」欄には、児童手当法第14条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく徴収金及び過誤払いに基づく返還金の調 各区分上段の()内には、児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童に係る延べ児童数又は支出額を再掲すること。 භ **4**

「交付申請額」欄には、「区分」欄に掲げる区分ごとに、1円未満の端数を切り捨てた額を計上すること。 定額のうち、過年度に支出した児童手当に係るものを記入すること。 Ŋ

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年度児童手当負担金変更交付申請書

標記負担金については、 年 月 日付け 第 号で交付決定されたところであるが、次のとおり 変更されたく申請する。

- 1 変更交付申請額
- 2 変更を必要とする理由

(添付書類)

年度歳入歳出予算書抄本

 \mathbb{H}

 \mathbb{H}

負担金過 (△) 不足額 (I)=(H)-(G)

交付決定額

(H)

(記載上の注意)

「児童手当の額の基礎となる延べ児童数」欄には、「支出額」欄の額に対応する延べ児童数を記入すること。 7

各区分上段の () 内には、児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童に係る延べ児童数又は支出額を再掲すること。

「対象経費の実支出額」欄は、決算書抄本(見込書)の支出済額と符合すること。 ω 4

「負担金所要額」欄には、「区分」欄に掲げる区分ごとに、1円未満の端数を切り捨てた額を計上すること。

附 則

この規程は、公布の目から施行し、平成25年度分以後の負担金について適用する。

山形県告示第61号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を 含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
池田小児科クリニック	山形市大字松原311番地1	平成24. 4. 3
高野せきね外科・眼科クリニック	上山市八日町1番1号	同 11.2
遠 藤 医 院	鶴岡市板井川字片茎80番地	同 12. 1
医療法人大道寺医院	米沢市東三丁目4番41号	同 12.3

山形県告示第62号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
池田小児科クリニック	山形市大字松原311番地1	平成24. 4. 2
高野せきね外科眼科クリニック	上山市八日町1番1号	同 11. 1
医療法人大道寺医院	米沢市東三丁目1番45号5	同 11.30
遠 藤 医 院	鶴岡市板井川字片茎80番地	同

山形県告示第63号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。 平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称	所	在	地	認	定 期	間
国立大学法人山形大学医学部附属	山形士紀田田	i二丁目2番2号		平成25	年2月26	日から
病院		I 日 Z 留 Z 万		平成28	年2月25	日まで

山形県告示第64号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービス	スの種	類	廃止年	月日
株式会社中央タクシー	中央介護推進事業所	訪	間	介	護	平成25.	1, 10
	長井市栄町3番10号		11.4		n.×	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

山形県告示第65号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のと おり廃止する旨の届出があった。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社中央タクシー	中央介護推進事業所 長井市栄町3番10号	介護予防訪問介護	平成25. 1.10

山形県告示第66号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団順仁堂	順仁堂 遊佐病院 飽海郡遊佐町遊佐字石田7番地	短期入所療養介護	平成24. 12. 27

山形県告示第67号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団順仁堂	順仁堂 遊佐病院 飽海郡遊佐町遊佐字石田7番地	介護予防短期入所 療養介護	平成24.12.27

山形県告示第68号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により庄内森林計画区の地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画書の写しを農林水産部森林課及び庄内総合支庁産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第69号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により最上村山森林計画区及び置賜森林計画区の地域森林 計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部森林課及び当該森林計画区を所管する総 合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県告示第70号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
 - 山形市大字下東山字舟ヶ沢6268の27、6268の31から6268の141まで
 - (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (p) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

上山市狸森字大コロシ山2967の2、2967の4、2967の5、2967の13から2967の16まで、2967の35から2967 の38まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐は、択伐による。
 - (n) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

上山市下生居字泥部1194・1222・1244の1・1253・1253の乙・1339・1341の2 (以上7筆について、次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐は、択伐による。
 - (n) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

上山市下生居字泥部1340乙、字泥部山1674の1から1674の4まで、1678の1から1678の3まで、1680の1から1680の3まで、1700の1から1700の3まで、1701

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (4) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (p) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

天童市大字下荻野戸字南沢1943の18、1943の23から1943の26まで、1943の21、1943の22、字仲沢1944の1、1944の2、字北沢1945の203から1945の206まで、字滝ノ沢1946

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (4) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (n) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

天童市大字山元字若松2205の 3 ・2205の 4 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。)、2205の 5、2205の 6、2182の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (4) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (p) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

村山市大字櫤山字熊倉4602の1、字袖廻4602の2、4602の4から4602の6まで、字下撫4602の3、4602の7から4602の14まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (n) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

尾花沢市大字延沢字離島3573の1から3573の13まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (p) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

尾花沢市大字丹生字槙木沢2630の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

尾花沢市大字下柳渡戸字竹ノ子沢838

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (n) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

北村山郡大石田町大字横山字黒滝沢4374の2、4374の11、4374の18から4374の21まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (n) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び関係市役所及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第71号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年1月25日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1424番1から 同 1428番まで		IB	27. 5 メートル く 10. 8	メートル 147
同	上	新	27.5 メートル く 10.8	回上
同	上	新	30.0 メートル く 13.0	メートル 205

山形県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年 1 月25日から同年 2 月 7 日まで縦覧に供する。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1424番1から

同 1428番まで

3 供用開始の期日 平成25年1月25日

山形県告示第73号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年1月25日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 大沼新田清川停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
酒田市臼ヶ沢字池田通4番2から 同 字桑山1番15まで		IΒ	34.0 メートル		メートル 65
同	上	新	35. 4 メートル く 14. 6	同	上

山形県告示第74号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域 山形市大字防原町地域

2 公共測量を実施した期間 平成24年9月20日から同年12月17日まで

3 作業の種類 公共測量(数値図化)

山形県告示第75号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私道村総建第134号

2 指定の場所 寒河江市大字島字皿沼北493番7

3 道路の現況 幅員 6.01メートル

延長34.93メートル

4 指定年月日 平成25年1月17日

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年1月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

直角直

分賃当額

 \equiv

ന

の が に 相 は する 着

圉

金ん摘

敷

収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 800 900 200 009 900 800 200 009 300 200 400 16, 31, 40, 56, 53, 57, 37, 28, 25, 39, 出000 800 700 009 009 200 200 800 000 100 300 900 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 16, 30, 48, 46, 50, 24, 34, 38, 49, 32, 22, 賃 田田 800 800 900 200 900 400 500 000 009 200 700 収入が139,0 を超え158,0 以下の者 34, 21, 16, 43, 43, 26, 42, 40, 28, 19, 29, EE.000 100 500 200 800 200 500 900 000 200 000 500 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 16, 17, 38, 25, 19, 23, 30, 37, 36, 38, 26, 月000円 ₩ 000 900 100 500 400 000 009 009 900 800 200 収入が104, (を超え123, (以下の者 14, 34, 31, 14, 33, 16, 20, 26, 33, 21 23, 収入が 104,000円 以下の者 200 17,800900 009 27,400500 900 500 900 100 100 12, 22, 28, 29, 29, 8, 14, 12, 般用 尔 <u>[</u> 10 ĪΞ ĪĒ 1= <u>1</u>= 10 ĪΞ 10 10 \times 1 募 数 \vdash $_{\rm Cl}$ α \vdash $\overline{}$ \vdash \vdash α 公正 平方メートル 44.4 り用顔 1万当たり 住戸専月 面 $^{\circ}$ α 6 6 6 6 9 3 9 $^{\circ}$ 容 64. 59. 64. 71. 75. 79. 79. 59. 54. 64. X X 住宅形式 DK \times \times \times 斑 О 10 <u>1</u>= О ĪΞ 10 \mathbb{C} \Box \Box \mathfrak{C} \mathfrak{C} \mathfrak{C} \mathbb{C} \Im 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1 111 臣 臣 量 東村山郡山辺町 近江1-1 山形市鈴川町 丁目17-17 小白川 || || 127—15 111 23 部 # \mathbb{E} 型 天童市中里-目2-2 市中央№ -2 田子) [] 深町--27 臣 在 楣 9 南 27 4 村山市特四丁目(四丁目(27 18-币 摂る \sim 国用 <u>[</u> 三 12 匝皿 匝皿 東目 称等 深町アパー35-8 7 % 1 営住宅の名 南部、 中中央 Ý Ý 雪 K II 袮 |鈴川第| |- ト5号 馬見ケ4 -ト1号 近江ア, 号 1 K A 中 4 冝 猫 乙 4 型 洹 使3 4 東亭 天人 谷号 華 東上 東宮ツー E % 夲 __ \Im $^{\circ}$ \ddot{c} 业 <u>□</u> °< <u>|</u> | ____ 匠一

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (n) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成25年2月1日から同月7日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間:午前10時から 午後6時)(ただし郵送の場合は、平成25年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成25年3月25日

公営住宅法(昭和26年法律第193号) おり行う。	第22条第1項の規定に	より、山	形県県	営住宅の	入居者の	一般	公募	を次のと	<u>L</u>
平成25年1月25日									
		山形県知	事	吉	村	美	栄	子	

/*/	(=0 I),1 <u>10</u> (
	瞅	
	権	
	④	3000円をひたする。 名が押り を押り を得当額
	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	田 00
	、が186 32214 の者	31, 300
	FF 収を以 入題下	E
	8,000F 6,000F	
ľ	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	27, 100
	用用 収象以	E
	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	
	大学にあるよう	23, 700
-	用用 取多以	E
	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	21, 000
	ス ス に は え え で で で で で で で で で で で で で で し で り で り で	21,
	EE 3407	E
	104,00 123,00 本	18, 400
	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	18
		E
	坂入が 104, 000円 以下の者	15,900
	支 27 427	i
	尔	般用
	M	
草く	対対数	п
Ì	とほり用積	₹ _∞
空	1万当7 王万草	平方メートル 62.8
	以	X
1	1戸当たり 住宅形式 住戸専用 面 積	3 D K
		494
	型	新庄市金沢1494 1
	在	1 中 7
	币	新庄—1
	校	% %
	H C.	県営若葉東アペ ート1号
		井二
	衽	

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成25年2月1日から同月7日まで(ただし郵送の場合は、平成25年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 新庄市金沢字大道上2034 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所
- 5 入居の時期 平成25年3月下旬

おり行う。	子)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の-					
平成25年 1 月 25日	山形県知事	吉	村	美 栄 子		

不可

重

圉

摨 月分 する額 金 偣貝 汌 の家1 に相当 敷 ന 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 27, 700 900 400 100 100 200 31, 43, 46, 46, 33, 田000 24,000 27,000 800 100 200 000 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 38, 40, 40, 28, 賃 田田 000 000 300 200 000 009 200 ,000円 収入が139,0 ,000円 を超え158,0 以下の者 21, 33, 23, 35, 35, 25, 009 900 300 500 200 000 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 18, 31, 31, 29, 20, 22, ,000円 ** 300 800 300 200 100 300 収入が104, (を超え123, (以下の者 16, 25, 27, 18, 19, 27, 収入が 104,000円 以下の者 14, 100 400 009 500 800 006 15, 22, 23, 23, 16, 特定目的用 (高齡·身隨者用) 一般用 尔 般用 ĪĒ 10 <u>1</u>= \times 1 募 数 4 \vdash 么 正 平方メートル 55.7 り用積 1万当たり 住戸専月 面 00 6 9 $^{\circ}$ 9 容 68. 72. 68. 59. 62. 住宅形式 DK 斑 О 10 <u>1</u>= ĪΠ 10 \mathbb{C} \mathfrak{C} 米沢市通町八丁 目2-95 内352 臣 浬 臣 東置賜郡高畠 福沢南21-2 型 相生町 \mathbb{H} 噩 Ţ⊞Ţ ⊕ _e 在 11 0 # 画 —65 逐 8 同 1229-币 国 658-| | | | 県営住宅の名称等 相生アパー 3号 1 % 11 :営玉の木ア/ -ト 無 袮 $\square_{\mathcal{X}}$ 網中 ${\rm I\!I\!I}$ 練野にパート \mathbb{H} $^{\circ}$ # ~ 関号 岙 \Im $_{\circ}$ 账] 回入 \vdash

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成25年2月4日から同月8日まで(土・日曜日は休館日となります)(受付時間:午前10時から午後5時)(ただし、郵送の場合は、平成25年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成25年3月下旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1 おり行う。	頁の規定により、	山形県県	営住宅の	入居者の	一般公	募を次のと
平成25年1月25日	山形り	県知事	吉	村	美栄	子

翢 \Box 有無 椞 の家賃|
に相当 3月分 する額 金 敷 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 E 900 700 700 009 800 200 43, 30, 32, 33, 出0000, 37,900 300 200 300 200 500 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 21, 26, 28, 30, 29, 飦 出出000 100 900 700 500 500 800 収入が139,0 を超え158,0 以下の者 33, 24, 26, 18, 22, 25, 田000 400 900 300 009 500 700 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 21, 16, 20, 23, 29, 22, 田000 ₩ 700 200 800 500 009 700 収入が104, (を超え123, (以下の者 14, 17, 25, 19, 19, 20, 収入が 104,000円 以下の者 200 400 009 17,10017,800 009 16, 22, 15, 12, 特定目的用 (高齡·身障者用) 般用 尔 般用 10 <u>1</u>= \times 1 募 数 \vdash $^{\circ}$ \vdash 公 正 1万当たり 住戸専用 面 様 平方メートル 69.3 1万当たり 住戸専用 面 $^{\circ}$ 9 0 9 0 容 54. 61. 62. 58. 51. 住宅形式 DK DK DK DK DK \times 斑 \mathbb{C} က S \mathfrak{C} Ø \mathfrak{C} : がね町 1-14 :士見町 --118 鶴岡市末広町23 --60 東田川郡庄内町 狩川字山居22 11 量 型 |田市若宮|| |目11-1 4 こ*ý* 国21 女 ĺ⊞ ⊘ Ш \vdash 刑 | |正 | 1 | Ш 酒丁 匝一 10 県営住宅の名称等 具営末広アパー 、3号 1 % 1 % 谷川アペー がねアノ号 苓 川南住宅 鳥海ア/ 号 1 NO 谷 __ $^{\circ}$ ₩ ← 回身

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (n) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成25年2月4日から同月8日まで(受付時間 午前10時から午後5時まで)(ただし、郵送の場合は平成25年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

5 入居の時期 平成25年3月下旬

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定により平成24年11月に実施した平成24年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成25年1月25日

 山形県監査委員
 舩
 山
 現
 人

 山形県監査委員
 広
 谷
 五郎左工門

 山形県監査委員
 小
 山
 壽
 夫

 山形県監査委員
 加
 藤
 香

第1 監查実施状況

監査は、監査対象機関35箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員
水 産 試 験 場	平成24年11月8日	広谷委員 小山委員
加茂水産高等学校	平成24年11月8日	広谷委員 小山委員
山 添 高 等 学 校	平成24年11月8日	広谷委員 小山委員
金峰少年自然の家	平成24年11月8日	広谷委員 小山委員
新庄神室産業高等学校	平成24年11月8日	舩山委員 加藤委員
最 上 教 育 事 務 所	平成24年11月8日	舩山委員 加藤委員
新 庄 警 察 署	平成24年11月8日	舩山委員 加藤委員
小 国 警 察 署	平成24年11月14日	小山委員
小 国 高 等 学 校	平成24年11月14日	小山委員
総合療育訓練センター庄内支所	平成24年11月16日	広谷委員 小山委員
鶴岡中央高等学校	平成24年11月21日	広谷委員 小山委員
庄 内 教 育 事 務 所	平成24年11月21日	広谷委員 小山委員
産業技術短期大学校庄内校	平成24年11月21日	広谷委員 小山委員
庄 内 児 童 相 談 所	平成24年11月21日	広谷委員 小山委員
鶴 岡 乳 児 院	平成24年11月21日	広谷委員 小山委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	平成24年11月21日	広谷委員 小山委員
遊佐高等学校	平成24年11月21日	加藤委員

酒	田光	凌 高	等 学	校	平成24年11月21日	加藤委員	
酒	田東	高等	学学	校	平成24年11月21日	加藤委員	
酒	田 西	高等	学学	校	平成24年11月21日	加藤委員	
鶴	岡	数	察	署	平成24年11月22日	広谷委員	小山委員
鶴	岡南	高等	学学	校	平成24年11月22日	広谷委員	小山委員
鶴	岡北	高等	学学	校	平成24年11月22日	広谷委員	小山委員
鶴	岡高等	等 養	護学	校	平成24年11月22日	広谷委員	小山委員
酒	田	警	察	署	平成24年11月22日	加藤委員	
庄	内	警	察	署	平成24年11月22日	加藤委員	
農水	業総合 間 農	研 究 セ 業 討		' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	平成24年11月22日	加藤委員	
病	害虫防「	除所住	三 内 支	所	平成24年11月22日	加藤委員	
庄	内 総 台	合 高	等 学	校	平成24年11月22日	加藤委員	
神	室少年	声 自	然の	家	平成24年11月28日	小山委員	
北	村 山	高等	学学	校	平成24年11月28日	小山委員	
消	防	学	<u> </u>	校	平成24年11月30日	広谷委員	小山委員
鶴	岡工業	業 高	等 学	校	平成24年11月30日	広谷委員	小山委員
鶴	岡 養	護	学	校	平成24年11月30日	舩山委員	加藤委員
酒	田特別	削 支	援学	校	平成24年11月30日	舩山委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア収入

(7) 調定手続きについて、調定すべき日から1か月を超えて遅延しているものがある。(山添高等学校)

イ 支 出

- (ア) 勤勉手当について、期間率の算定誤りにより追給を要するものがある。(酒田東高等学校)
- (イ) 旅費の支給について、正当な理由もなく旅行の最終日から2か月を超えて遅延しているものが相当数ある。(金峰少年自然の家)

ウ 契 約

(ア) 契約保証金の還付手続きについて、請求書の提出の催促など適切な事務を行わず、未請求を理由に支払

平成25年1月25日(金曜日)	山	形	県	公	報	第2413号	
いを履行を確認をした日から2カ (イ) 委託料について、一括発注すへ しているものがある。(酒田光陵	べきとこ	ころ、					発注

平成25年1月25日印刷 平成25年1月25日発行

発行所 山 発行人 山

形県

形

庁

県